

令和元年12月9日

(第8回定例会)

美瑛町議會議案

議 案 目 次

議案第 1号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の制定について	――― 1~16
議案第 2号	美瑛町青い池駐車場条例の制定について	――― 17~19
議案第 3号	美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に に関する条例の制定について	――― 20~50
議案第 4号	美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に について	――― 51
議案第 5号	美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について	――― 52
議案第 6号	美瑛町水道事業給水条例の一部改正について	――― 53~56
議案第 7号	美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正につい て	――― 57~61
議案第 8号	美瑛町営採草地に関する条例の廃止について	――― 62
議案第 9号	令和元年度美瑛町一般会計補正予算について	――― 63~76
議案第10号	令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算に ついて	――― 77~82
議案第11号	令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	――― 83~84
議案第12号	定住自立圏形成協定の変更について	――― 85~86
議案第13号	財産の処分について	――― 87
議案第14号	財産の取得の一部変更について	――― 88
議案第15号	財産の処分の一部変更について	――― 89
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	――― 90

議案第1号

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2 第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

2 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号。以下「給与条例」という。）第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、同条例第4条及び同条例第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第18条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 細与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 細与条例第13条第1項、第2項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 細与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、町長が規則で定める。?

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第11条 細与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第12条 紹与条例第17条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第17条第1項の勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第13条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定

により準用する給与条例第13条、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 紿与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）と同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。）の定めの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第15条 紿与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 第9条の規定により準用する給与条例第13条、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの

から町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月31日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を2.1で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 給与条例第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前

の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しな

い。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第23条 第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「給料並びに扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度

任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額
- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第28条 給与条例第24条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との權衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年

美瑛町条例第11号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(施行規定)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(美瑛町職員定数条例の一部改正)

2 美瑛町職員定数条例(昭和25年美瑛町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は非常勤の職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

3 美瑛町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和37年美瑛町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第3項の規定の適用については、第1項中「3年」と、第3項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

4 美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和37年美瑛町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、「給料」とあるのは「給料に相当する報酬」とする。

(美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

- 5 美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年美瑛町条例第2号)
の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同
条中「臨時職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」
に改める。

(美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第7条第1号中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和
25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以
下「会計年度任用職員」という。)を除く。」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を
加える。

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正)

- 8 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和32年美瑛町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正)

- 9 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部
を次のように改正する。

第23条中「及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第23条の2 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

別表第1 給料表（第3条関係）

職種	職務 の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	146,100円	195,500円
	2	147,200円	197,300円
	3	148,400円	199,100円
	4	149,500円	200,900円
	5	150,600円	202,400円
	6	151,700円	204,200円
	7	152,800円	206,000円
	8	153,900円	207,800円
	9	154,900円	209,400円
	10	156,300円	211,200円
	11	157,600円	213,000円
	12	158,900円	214,800円
	13	160,100円	216,200円
	14	161,600円	218,000円
	15	163,100円	219,700円
	16	164,700円	221,500円
	17	165,900円	223,200円
	18	167,400円	224,900円

19	168, 900円	226, 500円
20	170, 400円	228, 100円
21	171, 700円	229, 500円
22	174, 400円	231, 200円
23	177, 000円	232, 800円
24	179, 600円	234, 400円
25	182, 200円	235, 400円
26	183, 900円	236, 900円
27	185, 500円	238, 300円
28	187, 200円	239, 500円
29	188, 700円	240, 700円
30	190, 400円	241, 900円
31	192, 200円	242, 900円
32	193, 900円	244, 100円
33	195, 500円	245, 400円
34	196, 900円	246, 400円
35	198, 400円	247, 600円
(2) 医療職給料表		
(一)	1	151, 000円
	2	152, 400円
	3	153, 800円
	4	155, 200円
	5	156, 400円
	6	158, 200円
	7	159, 900円
	8	161, 500円
	9	163, 100円
	10	164, 800円
	11	166, 400円
	12	168, 200円
		188, 400円
		190, 000円
		191, 600円
		193, 200円
		194, 700円
		196, 200円
		197, 800円
		199, 300円
		200, 900円
		202, 600円
		204, 200円
		205, 900円

13	169, 700円	207, 300円
14	171, 600円	208, 900円
15	173, 600円	210, 500円
16	175, 500円	212, 100円
17	177, 400円	213, 500円
18	179, 200円	215, 100円
19	181, 000円	216, 800円
20	182, 900円	218, 500円
21	184, 700円	219, 800円
22	186, 200円	221, 300円
23	187, 700円	222, 700円
24	189, 200円	224, 200円
25	190, 800円	225, 600円
 (3) 医療職給料表 (二)		
1	165, 300円	192, 400円
2	166, 700円	194, 500円
3	168, 200円	196, 600円
4	169, 600円	198, 600円
5	171, 000円	200, 700円
6	172, 500円	203, 000円
7	174, 000円	205, 300円
8	175, 500円	207, 500円
9	176, 700円	209, 800円
10	178, 400円	211, 200円
11	180, 000円	212, 600円
12	181, 500円	213, 800円
13	182, 900円	215, 200円
14	184, 900円	216, 600円
15	186, 900円	218, 100円
16	188, 900円	219, 300円

17	191,000円	220,700円
18	193,100円	222,200円
19	195,200円	223,700円
20	197,300円	225,200円
21	199,300円	226,300円
22	201,500円	228,000円
23	203,700円	229,700円
24	205,900円	231,400円
25	207,800円	232,700円

別表第2 等級別基準職務表（第4条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 行政職	1	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2	相当の知識又は経験を必要する職務
(2) 医療職(一)	1	医療技師の職務
	2	薬剤師又は困難な業務を処理する医療技師の職務
(3) 医療職(二)	1	准看護師の職務
	2	看護師の職務

議案第2号

美瑛町青い池駐車場条例の制定について

美瑛町青い池駐車場条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町青い池駐車場条例

(目的)

第1条 この条例は、白金地区における道路交通の円滑化を図るとともに、観光の振興を促進するために設置する施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設は、美瑛町青い池駐車場（以下「駐車場」という。）と称し、美瑛町字白金に置く。

(供用日及び供用時間)

第3条 駐車場の供用日及び供用時間は町長が別に定める。

(駐車料金)

第4条 駐車場を利用する者は、利用時に別表に掲げる駐車料金を納入しなければならない。

(駐車料金の減免)

第5条 町長は、特に必要があると認めたときは、前条に規定する駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の還付)

第6条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めたとき。

(禁止行為)

第8条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車中の自動車を破損するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げる行為のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害の賠償)

第9条 駐車場に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(駐車場内における損害についての責任)

第10条 駐車場内において、自動車相互の接触若しくは衝突によって生じた損害又は天災事変若しくは不可抗力による損害、盗難等については、町は一切その責めを負わない。

(施行規定)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	駐車料金（1台につき）
二輪自動車	1回 100円
普通自動車	
小型自動車	1回 500円
軽自動車	
マイクロバス	1回 1,000円
バス	1回 2,000円

備考

- 1 「二輪自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）をいう。
- 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 3 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- 6 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。

議案第3号

美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(美瑛町公の施設条例の一部改正)

第1条 美瑛町公の施設条例（昭和43年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

使用料			
区分 施設の面積	昼間（1時 間当たり）	夜間（1時 間当たり）	暖房料（1時間当 たり）
35平方メートル未満	円 340	円 500	ストーブ1個につき 150円
35平方メートル以上 100平方メートル未 満	590	760	
100平方メートル以 上165平方メートル	900	1,100	

未満			
165 平方メートル以上 330 平方メートル未満	1, 250	1, 470	
330 平方メートル以上 660 平方メートル未満	2, 300	2, 520	
660 平方メートル以上	3, 010	3, 520	

- 1 夏期（5月から10月までの間）における昼間とは午前8時から午後6時までとし、夜間とは午後6時以降とする。また冬期（11月から4月までの間）における昼間とは午前8時から午後4時までとし、夜間とは午後4時以降とする。
- 2 使用料はそれぞれの区分による1時間当たりの規定料金と使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は1時間として計算する。
- 3 暖房料について、ストーブ以外の暖房を用いている施設は66平方メートル（66平方メートルに満たない場合であっても66平方メートルとみなす。）をストーブ1個の単位として計算する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

使用料

施設名	区分		単位	金額（円）
丸山橋パーク	1日券	町内在住者	1箇所につき	200
ゴルフ場・みどり橋パーク		町外在住者	1箇所につき	300
ゴルフ場	シーズン券	町内在住者	1箇所につき	2,000

（美瑛町手数料徴収条例の一部改正）

第2条 美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の28の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表30の項を次のように改める。

30 農業経営基盤強化促進事業に係る嘱託登記		
(1) 土地表示変更の登記	1件につき 1筆につき	1,650円 330円
(2) 登記名義人表示変更更正の登記	1件につき 1筆につき	1,650円 330円
(3) 所有権移転登記(相続を除く)	1件につき 1筆につき	3,300円 330円

別表の33の項及び34の項を次のように改める。

33 開発行為許可申請		
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき 52,900円	
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき 99,500円	
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき 146,200円	
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	

	1件につき 192,800円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
	1件につき 239,400円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
	1件につき 335,200円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
	1件につき 76,200円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
	1件につき 136,800円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
	1件につき 220,800円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
	1件につき 295,400円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき

(3) その他の開発行為

1件につき 370,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき

1件につき 521,800円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき

1件につき 216,100円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき

1件につき 286,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき

1件につき 425,900円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき

1件につき 556,500円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき

1件につき 715,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき

	1件につき 950,700円
34 開発行為変更許可申請	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が950,700円を超えるときは、950,700円とする。 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき 1,600円 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき 3,000円 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき 5,300円 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき 10,000円 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき 14,600円 開発区域の面積が3ヘクタール

	以上 6 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 19,300 円
	開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 23,900 円
	開発区域の面積が 10 ヘクタール以上のとき
	1 件につき 33,500 円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更((5)に掲げるものを除く。)	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 2,000 円
	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 3,900 円
	開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 7,600 円
	開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 13,700 円
	開発区域の面積が 1 ヘクタール

	以上 3 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 22,100 円
	開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 29,500 円
	開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき
	1 件につき 37,000 円
	開発区域の面積が 10 ヘクタール以上のとき
	1 件につき 52,200 円
(3) その他の開発行為に関する 設計の変更 ((6) に掲げるも のを除く。)	開発区域の面積が 0.1 ヘクター 未満のとき
	1 件につき 10,000 円
	開発区域の面積が 0.1 ヘクター 以上 0.3 ヘクタール未満のと き
	1 件につき 14,600 円
	開発区域の面積が 0.3 ヘクター 以上 0.6 ヘクタール未満のと き
	1 件につき 21,600 円
	開発区域の面積が 0.6 ヘクター

	ル以上1ヘクタール未満のとき
	1件につき 28,600円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
	1件につき 42,600円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
	1件につき 55,600円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
	1件につき 71,500円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
	1件につき 95,100円
(4) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)	新たに編入される開発区域の面積(以下「編入面積」という。)が0.1ヘクタール未満のとき
	1件につき 13,000円
	編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
	1件につき 27,000円
	編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき

	1件につき 50,300円
	編入面積が0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満のとき
	1件につき 97,000円
	編入面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満のとき
	1件につき 143,600円
	編入面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満のとき
	1件につき 190,200円
	編入面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満のとき
	1件につき 236,800円
	編入面積が10ヘクタール以上 のとき
	1件につき 330,100円
(5) 主として住宅以外の建築物 で自己の業務の用に供するも のの建築又は自己の業務の用 に供する特定工作物の建設の 用に供する目的で行う開発行 為に関する都市計画法第30	編入面積が0.1ヘクタール未満 のとき
	1件につき 17,700円
	編入面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のとき

条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)	1件につき 36,300円
	編入面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のとき
	1件につき 73,600円
	編入面積が0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満のとき
	1件につき 134,300円
	編入面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満のとき
	1件につき 218,200円
	編入面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満のとき
	1件につき 292,800円
	編入面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満のとき
(6) その他の目的で行う開発行為に関する新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画	1件につき 367,400円
	編入面積が10ヘクタール以上のとき
	1件につき 516,600円
	編入面積が0.1ヘクタール未満のとき
	1件につき 97,000円

法第30条第1項第1号から 第4号までに掲げる事項の変 更(新たな土地の開発区域への 編入に係るものに限る。)	編入面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のとき
	1件につき 143,600円
	編入面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のとき
	1件につき 213,500円
	編入面積が0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満のとき
	1件につき 283,500円
	編入面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満のとき
	1件につき 423,300円
	編入面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満のとき
	1件につき 553,900円
	編入面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満のとき
	1件につき 712,400円
	編入面積が10ヘクタール以上 のとき
	1件につき 945,600円
(7) その他の変更	1件につき 11,900円

別表の35の項中「55,500円」を「52,700円」に改め、同表36の項中「34,600円」を「31,700円」に改め、同表37の項中「18,600円」を「18,700円」に改め、同表39の項中「4,650円」を「4,660円」に改める。

(美瑛町福祉センター条例の一部改正)

第3条 美瑛町福祉センター条例(平成3年美瑛町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

使用料

区分 室名	昼間 (1時間当たり)	夜間 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)
第1研修室	590円	760円	150円
第2研修室	590円	760円	150円
調理室	590円	760円	150円
作業室	590円	760円	150円
趣味娯楽室	590円	760円	150円
和室	900円	1,100円	300円
レクリエーション	1,250円	1,470円	450円

1 昼間とは、午前8時30分から午後5時までとし、夜間とは、午後5時以降とする。

2 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料と使用時間を乗じて得た額とする。使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は1時間として計算する。

3 暖房料は、11月1日から4月30日までとする。

(美瑛町国民保養センター設置条例の一部改正)

第4条 美瑛町国民保養センター設置条例(昭和48年美瑛町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

国民保養センター使用料金表

入浴料（1日につき）	大人	200円
	小人	100円

備考 1 小人とは、小学生以下とする。

2 3歳未満は、無料とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

国民保養センター特別使用料金表

区分 室名	昼間	夜間	暖房料 (1時間当たり)
	午前9時から午後3時まで（1時間当たり）	午後3時から午後8時まで（1時間当たり）	
大広間	円 2,300	円 2,520	円 1,050
和室（1室につき）	340	500	150

備考 1 特別使用料金は、各室を専用して使用する場合に適用する。

2 暖房料は、9月15日から翌年5月31日までとする。

3 入浴するときは、別表第1に定める入浴料を徴収する。

4 使用料は1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は1時間として計算する。

（美瑛町保健センター設置条例の一部改正）

第5条 美瑛町保健センター設置条例（昭和55年美瑛町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使用料

区分	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間

室名	午前 8 時から 午後 6 時まで (1 時間当たり)	午後 6 時以降 (1 時間当たり)	午前 8 時から 午後 4 時まで (1 時間当たり)	午後 4 時以降 (1 時間当たり)
健康運動・会議室	900円	1,100円	1,350円	1,550円
和室	590円	760円	740円	910円
栄養相談室	590円	760円	740円	910円

使用料は1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は1時間として計算する。

(美瑛町老人保健施設条例の一部改正)

第6条 美瑛町老人保健施設条例（平成10年美瑛町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「370円」を「377円」に、「550円」を「557円」に、「1,000円」を「1,668円」に、「310円」を「350円」に、「470円」を「442円」に改める。

(美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第7条 美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年美瑛町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号及び第2号中「3,000円」を「3,100円」に改め、同条第3号中「1,500円」を「1,550円」に改める。

(美瑛町狂犬病予防条例の一部改正)

第8条 美瑛町狂犬病予防条例（平成12年美瑛町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

名称	額	徴収の時期
犬の登録手数料	1件につき	登録申請のとき

	3, 000円	
狂犬病予防注射済票交付手数料	1件につき 570円	交付のとき
鑑札再交付手数料	1件につき 1, 670円	交付申請のとき
狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき 350円	交付申請のとき

備考 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料については、
犬の鑑札又は狂犬病予防注射済票の交付をもって現金領収証書の交
付に代える。

(美瑛町活性化交流施設条例の一部改正)

第9条 美瑛町活性化交流施設条例（平成27年美瑛町条例第9号）の一部を
次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	金額			
	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
午前10時か ら午後6時ま で (1時間当た り)	午後6時以降 (1時間当た り)	午前10時か ら午後4時ま で (1時間当た り)	午後4時以降 (1時間当た り)	
展示室1	円 1, 250	円 1, 470	円 1, 700	円 1, 920
展示室2	340	500	490	650
体験室	590	760	740	910
研修室1	590	760	890	1, 060
研修室2	340	500	490	650

娯楽室	340	500	490	650
交流室	590	760	890	1,060
厨房室	590	760	740	910

備考

- 1 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 町民(町内に住所を有する者)以外の者が使用する場合の使用料は、前項により算出された額の2倍の額とする。

(美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例の一部改正)

第10条 美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例（昭和35年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「定める」を「左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に使用者が契約している毎分の給湯量の10分の1に相当する値を乗じて得た」に改める。

第4条第1項中「、別表第2に掲げる泉源使用料金を基礎として計算した額に100分の108」を「、毎月実施する検温の値（以下「湯温」という。）が別表第2の左欄に掲げる湯温の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に湯温の値（小数点第2位以下は切り捨てる。）及び使用者が契約している毎分の給湯量の値を乗じて得た額に100分の110」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	金額（円）
営業用	165,000
自家用	275,000

備考 公共用については、町長が別に定める。

別表第2（第4条関係）

営業用

湯温の区分	単価

41. 0度～42. 9度	14円
43. 0度～44. 9度	17円
45. 0度～46. 9度	20円
47. 0度～48. 9度	23円
49. 0度～50. 9度	26円
51度以上	29円

自家用

湯温の区分	単価
41度以上	29円

備考 1 湯温は給湯口におけるものとする。

2 公共用については、町長が別に定めることができる。

(美瑛町四季の情報館条例の一部改正)

第11条 美瑛町四季の情報館条例（平成9年美瑛町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用料

区分	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	午前8時30分から午後6時まで(1時間当たり)	午後6時以降(1時間当	午前8時30分から午後4時まで(1時間当たり)	午後4時以降(1時間当
研修室	円 2, 200	円 3, 300	円 3, 300	円 4, 400
第1会議室兼 OA研修室	660	880	990	1, 320
ギャラリー	660	880	990	1, 320

備考 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時

間を乗じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とする。

(美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正)

第12条 美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例（平成16年美瑛町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「570円」を「590円」に、「730円」を「760円」に、「720円」を「890円」に、「880円」を「1,060円」に、「12,000円」を「13,000円」に、「1区画当たり月額40,000円」を「月額150,000円」に改める。

(美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の一部改正)

第13条 美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例（平成17年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使用料			
区分		金額（円）	摘要
1日券	町内在住者	300	
	町外在住者	500	
回数券	町内在住者	3,000	1日券11枚つづり
	町外在住者	5,000	1日券11枚つづり
シーズン券	町内在住者	4,000	
	町外在住者	10,000	

(美瑛町西美体験交流館条例の一部改正)

第14条 美瑛町西美体験交流館条例（平成17年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「20,000円」を「21,000円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「2,410円」を「2,520円」に、「2,350円」を「2,750円」に、「2,560円」を「2,970円」に改める。

(美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正)

第15条 美瑛町二地域居住体験住宅条例（平成22年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

名称	使用料	
	単位	金額
ビルケの森体験住宅	1月	82,000円
水沢体験住宅（大）		63,000円
水沢体験住宅（中）		52,000円
水沢体験住宅（小）		42,000円
幸町体験住宅		61,000円

備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。

（美瑛町体験交流住宅条例の一部改正）

第16条 美瑛町体験交流住宅条例（平成31年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「50,000円」を「51,000円」に改める。

（美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正）

第17条 美瑛町農業技術研修センター条例（平成11年美瑛町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「570円」を「590円」に、「730円」を「760円」に、「720円」を「890円」に、「880円」を「1,060円」に改める。

別表第2中「kg」を「キログラム」に、「30円」を「50円」に、「300円」を「310円」に改める。

（美瑛町農業担い手研修センター条例の一部改正）

第18条 美瑛町農業担い手研修センター条例（平成30年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「1名」を「1人」に、「1,000円」を「1,100円」に、「570円」を「590円」に、「730円」を「760円」に、「720円」を「740円」に、「880円」を「910円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「2,410円」を「2,520円」に、「3,550

円」を「3, 800円」に、「3, 760円」を「4, 020円」に改める。

(美瑛町置杵牛農産物加工交流施設条例の一部改正)

第19条 美瑛町置杵牛農産物加工交流施設条例（平成20年美瑛町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「570円」を「590円」に、「730円」を「760円」に、「720円」を「740円」に、「880円」を「910円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「2,410円」を「2,520円」に、「3,100円」を「3,350円」に、「3,310円」を「3,570円」に改める。

(美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例の一部改正)

第20条 美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例（平成25年美瑛町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「570円」を「590円」に、「730円」を「760円」に、「720円」を「740円」に、「880円」を「910円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「2,410円」を「2,520円」に、「2,950円」を「3,050円」に、「3,160円」を「3,270円」に、「30,000円」を「31,000円」に、「50,000円」を「52,000円」に、「450,000円」を「471,000円」に、「210,000円」を「220,000円」に改める。

(美瑛町町民農園条例の一部改正)

第21条 美瑛町町民農園条例（平成15年美瑛町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「m²」を「平方メートル」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

(美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例（平成27年美瑛町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「550円」を「560円」に、「10,130円」を「10,320円」に改める。

(美瑛町自然の村条例の一部改正)

第23条 美瑛町自然の村条例（平成2年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「5, 400円」を「5, 500円」に改める。

(美瑛町道路占用料徴収条例の一部改正)

第24条 美瑛町道路占用料徴収条例（昭和38年美瑛町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表備考8中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

(美瑛町都市公園条例の一部改正)

第25条 美瑛町都市公園条例（昭和52年美瑛町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2備考3中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

有料公園施設		使用料	
公園名	施設名	単位	金額（円）
丸山公園	陸上競技場	1時間当たり	3, 300
	相撲場	1時間当たり	330
	野球場	1時間当たり	1, 320
	野外ステージ	1時間当たり	330
ふれあい運動広場	ゲートボールコート	1面1時間当たり	330
	バスケットボールコート	1面1時間当たり	330
	テニスコート	1面1時間当たり	330

	テニスコート照 明灯	1面1時間当たり	270
憩ヶ森公園	野外ステージ	1時間当たり	880
新区画公園	新区画公園バー クゴルフ場	1日券	町内在住者 200
			町外在住者 300
		シーズン券	町内在住者 2,000

備考 使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

(美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例（昭和62年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「7,560円」を「7,920円」に改め、同表備考4中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

(美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例（平成29年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考2中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改め、同表の2の表中「310」を「330」に改める。

(美瑛町公共下水道条例の一部改正)

第28条 美瑛町公共下水道条例（昭和60年美瑛町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,131」を「1,152」に、「144」を「146」に、「2,828」を「2,880」に改める。

別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第3中「500」を「550」に、「540」を「550」に改める。

(十勝岳火山情報センター条例の一部改正)

第29条 十勝岳火山情報センター条例（平成4年美瑛町条例第14号）の一

部を次のように改正する。

別表中「910円」を「920円」に改める。

(十勝岳望岳台防災シェルターライセンスの一部改正)

第30条 十勝岳望岳台防災シェルターライセンス(平成28年美瑛町条例第23号)

の一部を次のように改正する。

第8条中「910円」を「920円」に改める。

(美瑛町町民センター条例の一部改正)

第31条 美瑛町町民センター条例(平成22年美瑛町条例第2号)の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

使用料

区分	夏期(5月~10月)		冬期(11月~4月)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
午前8時30分から午後6時まで(1時間当たり)	午後6時から午後9時まで(1時間当たり)	午前8時30分から午後4時まで(1時間当たり)	午後4時から午後9時まで(1時間当たり)	
多目的ホール	3,010円	3,520円	4,960円	5,470円
ステージ				
研修室				
第1会議室			740円	910円
第2会議室				
第3会議室	590円	760円		
第4会議室			890円	1,060円
調理実習室			740円	910円
和室A				
和室B			890円	1,060円
大会議室	2,300円	2,520円	3,200円	3,420円

応接室	590円	760円	740円	910円
-----	------	------	------	------

備考

- 1 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの規定料金と使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は1時間として計算する。
- 2 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は前項により算出された額の2倍とする。

（美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の一部改正）

第32条 美瑛町地域人材育成研修交流センター条例（平成27年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 宿泊を伴う研修に係る使用料

区分	金額
大人（18歳以上）	2,300円
中人（18歳未満）	1,730円
小人（15歳未満）	1,150円

備考 1 使用料は、1泊当たりの料金とする。

2 別途シーツ洗濯料を徴収するものとする。

2 宿泊を伴わない研修に係る使用料

区分	金額			
	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
午前8時30分から午後6時まで(1時間当たり)	午後6時以降(1時間当たり)	午前8時30分から午後4時まで(1時間当たり)	午後4時以降(1時間当たり)	
研修室1	590円	760円	590円	760円
研修室2				

体育館	2,300円	2,520円	3,350円	3,570円
-----	--------	--------	--------	--------

備考 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間を感じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある場合には、1時間として計算する。

(美瑛町滑空場条例の一部改正)

第33条 美瑛町滑空場条例（昭和60年美瑛町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	名称	機種	使用料	
			単位	金額
滑空場	着陸料	グライダー	1回1機につき	550円
			1日1機につき	1,100円
			1月1機につき	11,000円
	飛行機（単発）・ ヘリコプター	1回1機につき	1,100円	
		1日1機につき	2,200円	
	格納庫	グライダー	1日1機につき	550円
			1月1機につき	5,500円
			1年1機につき	55,000円
	飛行機（単発）・ ヘリコプター	1日1機につき	1,100円	
		1月1機につき	11,000円	

(美瑛町スポーツセンター条例の一部改正)

第34条 美瑛町スポーツセンター条例（平成18年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 個人使用料

区分	普通利用 (1日につき)	回数券利用 (1枚づり)	3箇月定期券	6箇月定期券
----	-----------------	-----------------	--------	--------

大人	円 200	円 2,000	円 5,000	円 9,000
高校生以下	100	1,000	2,500	4,500

備考

- 1 高校生には、高校生と同年代を含む。
- 2 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は2倍とする。
- 3 回数券利用、3箇月定期券及び6箇月定期券の適用は町民に限る。
- 4 回数券は、発行の日から起算して6箇月間有効とする。

2 専用使用料

施設名	区分	夏期（5月～10月）	冬期（11月～4月）
アリーナ	入場料を徴収しない場合	円 2,400	円 3,150
	入場料を徴収する場合	円 5,500	円 6,300
武道館	入場料を徴収しない場合	円 800	円 1,050
	入場料を徴収する場合	円 1,850	円 2,100

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、使用者が入場者から入場料等を徴収して使用する場合、その他営利を目的として使用する場合をいう。
- 2 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 3 使用面積が2分の1以下の使用の場合は、前項で算定された使用料の額の2分の1の額とする。
- 4 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は前2項により算出された額の2倍とする。

5 専用使用料は、個人使用料に加算する。

3 会議室等使用料

施設名	夏期（5月～10月）	冬期（11月～4月）
会議室	円 760	円 910
応接室	760	910

備考

1 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

2 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は前項により算出された額の2倍とする。

（美瑛町白金クレー射撃場条例の一部改正）

第35条 美瑛町白金クレー射撃場条例（平成28年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 個人使用料

区分	単位	金額
スキート場・トラップ場	1人1回につき	700円

備考

1 使用料は、1人1回当たりの使用料に使用回数を乗じて得た額とする。

2 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は前項により算出された額の2倍とする。

3 「1回」とは、標的25枚までの射撃とする。

2 専用使用料

区分	単位	金額
スキート場	1面1時間につき	700円

トラップ場	1面1時間につき	700円
-------	----------	------

備考

- 1 使用料は、1面1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は前項により算出された額の2倍とする。
- 3 専用とは、スキー場又はトラップ場を一定時間専用することをいい、専用できる者は10人以上のグループ又は団体とする。

（美瑛町町民プール条例の一部改正）

第36条 美瑛町町民プール条例（平成30年美瑛町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 個人使用料

区分	普通利用 (1日につき)	回数券利用 (1枚づり)	3箇月定期券	6箇月定期券
中学生以下	円 100	円 1,000	円 2,500	円 4,500
高校生	円 200	円 2,000	円 5,000	円 9,000
一般	円 300	円 3,000	円 7,500	円 13,500
高齢者	円 100	円 1,000	円 2,500	円 4,500

備考

- 1 高校生とは、高校生と同年代の者をいう。
- 2 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 3 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は2倍とする。
- 4 回数券利用、3箇月定期券及び6箇月定期券の適用は町内在住者に限る。

5 回数券は、発行の日から起算して6箇月間有効とする。

2 専用使用料

区分	単位	金額	
		夏期（5月～10月） 1時間当たり	冬期（11月～4月） 1時間当たり
25メートル プール	1レーン につき	1,000円	1,200円

備考

- 1 専用使用は、10人以上の場合に限る。
- 2 専用使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間に切り上げるものとする。
- 3 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は2倍とする。
- 4 専用使用料は、個人使用料に加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

- 2 この条例（第2条、第6条、第7条、第8条、第10条、第24条、第26条及び第28条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の当該施設の利用から適用し、施行日以前の当該施設の利用については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

- 3 この条例（第2条、第7条、第8条及び第28条（美瑛町公共下水道条例別表第3の改正規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行われる手数料を徴収する事務等に係る手数料について適用し、施行日前に行われた手数料を徴収する事務等に係る手数料については、なお従前の例による。

（美瑛町老人保健施設利用料に関する経過措置）

- 4 第6条による改正後の美瑛町老人保健施設条例別表の規定は、施行日以後

の当該施設の利用から適用し、施行日以前の当該施設の利用については、なお従前の例による。ただし、令和2年度から令和4年度までの各年度における別表の1の表の規定の適用については、同表中「1, 668円」とあるのは、「1, 668円（令和2年度にあっては1, 167円、令和3年度にあっては1, 334円、令和4年度にあっては1, 501円）」とする。

（美瑛町白金温泉における町営温泉井泉源使用料に関する経過措置）

5 第10条による改正後の美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後の泉源の使用から適用し、施行日以前の泉源の使用については、なお従前の例による。

（占用料に関する経過措置）

6 この条例（第24条及び第26条に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の関係条例に定める施設等の占用から適用し、施行日以前の当該施設等の占用については、なお従前の例による。

（美瑛町公共下水道使用料に関する経過措置）

7 第28条による改正後の美瑛町公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和2年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

8 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第4号

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年美瑛町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第5号

美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法第28条第4項又は第29条」を「地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「、第4項及び第5項」を「及び前2項」に改め、「以下本条において同じ。」を削り、同条第7項中「できる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 6 号

美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12月 9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例

美瑛町水道事業給水条例（平成 10 年美瑛町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条各号を次のように改める。

(1) 第 6 条第 1 項の指定をするとき

新規 1 件につき 30,000 円

更新 1 件につき 20,000 円

(2) 第 6 条第 2 項の工事の検査をするとき

新設工事 給水装置 1 箇所につき 18,900 円

水洗改造工事 給水装置 1 箇所につき 2,100 円

その他の改造工事 給水装置 1 箇所につき 12,600 円

別表を次のように改める。

別表（第 22 条関係）

水道料金

1 本町・平和・五稜地区計量水道料金

用途	基本料金（1 月）		超過料金（円） (1 立方メートルにつき)
	基本水量 (立方メー トル)	料金（円）	

一般家庭用	8	1, 686	234
営業用	10	3, 086	1立方メートル以上 234
			150立方メートル以下
			151立方メートル以上 211
浴場営業用	200	26, 227	94
臨時用	10	6, 343	639
プール用	200	31, 930	244
畜産農業用	30	4, 611	1立方メートル以上 234
			150立方メートル以下
			151立方メートル以上 201
一般農業用	13	2, 070	234

備考

- 1 一般家庭用とは、農業者以外が一般家事用、地域会館等に使用するものをいう。
- 2 営業用とは、小規模食品製造業、料理店、飲食店、旅館、病院、娯楽場、官公庁、学校、会社及びその他営業に使用するもの、又は工場、事業場等が生産用に使用するものをいう。
- 3 浴場営業用とは、一般の公衆浴場営業の用に使用するものをいう。
- 4 臨時用とは、工事等のため一時的に使用するものをいう。
- 5 プール用とは、公共用のプールに使用するものをいう。
- 6 畜産農業用とは、大家畜換算おおむね20頭以上の家畜を飼育する農業者が使用するものをいう。
- 7 一般農業用とは、畜産農業者以外の農業者が使用するものをいう。

2 白金地区計量水道料金

用途	基本料金（1月）		超過料金（円） (1立方メートルにつき)
	基本水量 (立方メー トル)	料金（円）	
一般家庭用	8	1, 686	234

営業用 (1)	10	1, 291	1立方メートル以上 500立方メートル以下 501立方メートル以上	117 112
営業用 (2)	10	3, 086	1立方メートル以上 150立方メートル以下 151立方メートル以上	234 211
	定 員 100 人以下	100	12, 932	1立方メートル以上 200立方メートル以下 201立方メートル以上
	定 員 101 人以上	200	25, 865	1立方メートル以上 500立方メートル以下 501立方メートル以上
	定 員 200 人以下			117 112
旅館用	定 員 201 人以上	300	38, 798	1立方メートル以上 1, 000立方メートル以下 1, 001立方メートル以上
臨時用	10	6, 343		117 112
				639
畜産農業用	30	4, 611	1立方メートル以上 150立方メートル以下 151立方メートル以上	234 201
一般農業用	13	2, 070		234

備考

- 1 一般家庭用とは、農業者以外が一般家事用、地域会館等に使用するものをいう。

2 営業用とは、小規模食品製造業、料理店、飲食店、旅館、病院、娯楽場、官公庁、学校、会社及びその他営業に使用するもの、又は工場、事業場等が生産用に使用するものをいい、美瑛町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年美瑛町条例第9号）第2条第2項第1号に定めた給水区域が白金にあるものは営業用（1）を適用し、それ以外にあるものは営業用（2）を適用する。

3 旅館用とは、ホテル及び旅館の営業に使用するものをいう。

4 臨時用とは、工事等のため一時的に使用するものをいう。

5 畜産農業用とは、大家畜換算おおむね20頭以上の家畜を飼育する農業者が使用するものをいう。

6 一般農業用とは、畜産農業者以外の農業者が使用するものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から令和2年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第7号

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

美瑛町立病院使用料及び手数料条例（昭和41年美瑛町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「規定による消費税」の次に「及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税」を加え、「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

使用料及び手数料

区分	項目	料金（円）	備考
1 簡易証明書	医療費証明書	1, 000	(1) 同一の診断書 又は証明書を 同時に発行す るときは、2 通目以降の診 断書又は証明 書について1
	通院証明書	2, 000	
	入退院証明書	2, 000	
	簡易証明書	1, 000	

2 自賠責明細書	自動車損害賠償 保障法(昭和30 年法律第97号。 以下「自賠法」と いう。)による診 療報酬明細書	4, 000	通につき2分 の1の額とす る (2) 生活保護法 (昭和25年 法律第144 号)による被 保護世帯の家 族については、公的に必 要とするもの に限り無料と する
3 一般診断書	普通診断書、健康 診断書(健康診断 料含まず)、入進 学又は就業のた めに要する診断 書、入退院、通院 証明、諸証明書等	2, 000	
4 死亡診断書	普通死亡診断書	4, 000	(3) 独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 法(平成14 年法律第 162号)及 び労働者災害 補償保険法 (昭和22年 法律第50 号)による医
5 特別診断書	恩給、年金用診断 書、自賠法による 診断書、身体障害 者診断書、入退 院、通院証明のう ち症状経過記録 等を記入するも の	5, 000	療費証明並び に通院移送証 明、健康保険 法(大正11 年法律第70
	特定疾患臨床調 査個人票	4, 000	
	英文診断書、裁判 用診断書、生命保 険用死亡診断書、 複雑な診断書又 は意見書、死体検	6, 000	

	案書(検案料含ま ず)		号)による日 雇特例被保険 者関係の文書 手数料は、無 料とする
6 診療券交付料	再発行	200	
7 健康診断料		診療報酬点数 表に準じて算 定した額	
8 死体検案料	簡単なもの	5, 000	(1) 1体につき
	中程度のもの	7, 000	(2) 院外で検案す る場合、往診 料に相当する 額を加算した 額
	複雑なもの	10, 000	(3) 死体検案を準 夜において行 なった場合 は、死体検案 料の額に100 分の50、深 夜の場合は 100分の 100に相当 する額を加算 した額とする
9 死体処置料	一般死体	1, 000	(1) 1体につき
	伝染病、その他	1, 500	(2) 処置に要した 材料費は別に

			加算する
10 予防接種料	インフルエンザ 予防接種以外	1, 000	(1) 1回につき (2) 薬剤費を別に 加算する
	インフルエンザ 予防接種	規則で定め る額	
11 安置室使用 料	1日につき	2, 000	入院患者が死亡後安 置室使用のときは無 料とする
12 病室使用料	特別室 1日につき	6, 000	(1) テレビ・冷蔵 庫含まず (2) 医師が治療上 病室の使用を 要すると認め たときは使用 料を徴収しな い
	個室 1日につき	2, 000	
13 医療器具使 用料	松葉杖 1日につき	50	
14 給食料	1食につき	400	
15 患者護送費	医師	20, 000	1回につき
	看護師及び准看 護師	6, 000	
16 診療単価	自賠責診療 1点	15	
17 画像情報作 成料	請求 1件につき	2, 000	
18 診療記録開 示手数料	請求 1件につき	2, 000	
19 病衣貸与料	1日につき	50	
20 その他	容器代 1個につ	100	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条第4項の規定及び別表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料又は交付に係る手数料について適用し、施行日以前の利用に係る使用料又は交付に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第8号

美瑛町営採草地に関する条例の廃止について

美瑛町営採草地に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町営採草地に関する条例を廃止する条例

美瑛町営採草地に関する条例（昭和57年美瑛町条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

令和元年度 美瑛町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度美瑛町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,195,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 分担金及び負担金		5,473	273	5,746
	1 負 担 金	5,473	273	5,746
13 国庫支出金		950,876	58,788	1,009,664
	1 国庫負担金	285,362	58,427	343,789
	2 国庫補助金	642,756	361	643,117
14 道支出金		2,157,687	45,998	2,203,685
	1 道負担金	211,083	29,212	240,295
	2 道補助金	1,922,391	16,786	1,939,177
15 財産収入		51,070	2,000	53,070
	1 財産運用収入	41,774	2,000	43,774
16 寄附金		28,084	7,140	35,224
	1 寄附金	28,084	7,140	35,224
18 繰越金		122,352	33,705	156,057
	1 繰越金	122,352	33,705	156,057
19 諸収入		246,000	2,396	248,396
	5 雜 入	118,968	2,396	121,364
歳 入 合 計		11,045,300	150,300	11,195,600

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		70,486	32	70,518
	1 議会費	70,486	32	70,518
2 総務費		1,794,848	15,808	1,810,656
	1 総務管理費	1,735,827	16,329	1,752,156
	2 徴税費	18,273	△521	17,752
3 民生費		1,382,306	136,308	1,518,614
	1 社会福祉費	570,510	136,308	706,818
4 衛生費		1,060,329	2,037	1,062,366
	1 保健衛生費	790,228	42	790,270
	2 清掃費	270,101	1,995	272,096
6 農林水産業費		2,120,084	3,287	2,123,371
	1 農業費	1,821,462	3,132	1,824,594
	2 耕地費	238,957	144	239,101
	3 林業費	59,665	11	59,676
7 商工費		593,254	3,802	597,056
	1 商工費	455,285	1,770	457,055
	2 文化スポーツ振興費	137,969	2,032	140,001
8 土木費		1,085,633	2,400	1,088,033
	5 住宅費	31,183	2,400	33,583
9 消防費		386,123	△27,857	358,266
	1 消防費	386,123	△27,857	358,266
10 教育費		488,193	1,286	489,479
	2 小学校費	156,604	1,286	157,890
12 諸支出金		472,725	13,197	485,922
	1 普通財産取得費	28,459	13,197	41,656
歳 出 合 計		11,045,300	150,300	11,195,600

第 2 表 債務負担行為補正

(変更)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
草地畜産基盤整備事業	自 令和 2 年度 至 令和 4 年度	事業費 267, 813 千円	変更前 に同じ	事業費 290, 271 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11		分担金及び負担金	5,473	273	5,746
	1	負 担 金	5,473	273	5,746
	2	民生費負担金	35	229	264
	3	農林水産業費負担金	5,431	44	5,475
13		国庫支出金	950,876	58,788	1,009,664
	1	国庫負担金	285,362	58,427	343,789
	1	民生費負担金	270,726	58,427	329,153
	2	国庫補助金	642,756	361	643,117
	2	民生費補助金	267,845	361	268,206
14		道支出金	2,157,687	45,998	2,203,685
	1	道負担金	211,083	29,212	240,295
	1	民生費負担金	119,415	29,212	148,627
	2	道補助金	1,922,391	16,786	1,939,177
	2	民生費補助金	54,635	13,654	68,289
	4	農林水産業費補助金	1,834,936	3,132	1,838,068
15		財産収入	51,070	2,000	53,070
	1	財産運用収入	41,774	2,000	43,774
	1	財産貸付収入	40,079	2,000	42,079
16		寄附金	28,084	7,140	35,224
	1	寄附金	28,084	7,140	35,224
	1	寄附金	28,084	7,140	35,224
18		繰越金	122,352	33,705	156,057
	1	繰越金	122,352	33,705	156,057
	1	繰越金	122,352	33,705	156,057
19		諸 収 入	246,000	2,396	248,396
	5	雜 入	118,968	2,396	121,364
	4	雜 入	118,965	2,396	121,361

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 社会福祉費負担金	229	1 老人福祉施設入所負担金	
1 耕地費負担金	44	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区	
1 社会福祉費負担金	58,427	1 障害者自立支援給付費等負担金	45,743
		2 障害者医療費負担金	1,963
		3 障害児施設措置費負担金	10,721
1 社会福祉費補助金	361	1 地域生活支援事業費補助金	
1 社会福祉費負担金	29,212	1 障害者自立支援給付費等負担金	22,871
		2 障害者医療費負担金	981
		3 障害児施設措置費負担金	5,360
1 社会福祉費補助金	13,654	1 地域生活支援事業費補助金	180
1 農業費補助金	3,132	2 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金	13,474
2 建物貸付収入	2,000	1 強い農業づくり交付金	
1 寄附金	7,140	1 公共建物貸付料	
1 繰越金	33,705	1 まちづくり寄附金	
2 雜入	2,396	1 前年度繰越金	
		1 介護予防サービス計画費	1,587
		2 地域支援事業（包括的支援事業及び任意事業）交付金	799
		3 経営安定対策基盤整備緊急支援事業交付金	10

(歳出)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	議会費	70,486	32	70,518		32
		議会費	70,486	32	70,518		32
	1	議会費	70,486	32	70,518		32
2	1	総務費	1,794,848	15,808	1,810,656	2,000	13,808
		総務管理費	1,735,827	16,329	1,752,156	2,000	14,329
		1 職員給与費	1,206,313	0	1,206,313		
		2 一般管理費	69,274	2,836	72,110		2,836
		3 広聴広報費	6,554	241	6,795		241
	12	諸 費	96,278	13,252	109,530	財産収入 2,000	11,252
		2 徹 税 費	18,273	△521	17,752		△521
	1	税務総務費	8,035	△521	7,514		△521

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	32	1 みんなで歩むまちづくり (1) 議会運営事業 11 消耗品費（物）
2 給料	△6,609	1 みんなで歩むまちづくり (1) 職員給料 △6,609 (2) 特別職給料 (△6,609)
3 職員手当等	6,109	(2) 職員手当 5,451 (3) 臨時事務員等通勤手当 (5,451)
4 共済費	500	(3) 通勤手当 658 (4) 臨時事務員等社会保険料 (658) 4 臨時職員社会保険料 500 (500)
12 役務費	2,836	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 2,836 12 通信運搬費（物） (2,836)
11 需用費	241	1 みんなで歩むまちづくり (1) 広報発行事業 241 11 印刷製本費（物） (241)
8 報償費	7,689	1 みんなで歩むまちづくり 13,252 (1) 地域情報通信基盤管理運営事業 3,600
12 役務費	1,021	(2) 過年度歳入過誤納還付金 942 15 維持補修工事（事） (3,600)
15 工事請負費	3,600	(3) まちづくり寄附管理事業 8,710 23 償還金利子 (942) 及び割引料 8 報償（物） (7,689)
23 償還金利子 及び割引料	942	12 手数料（物） (1,021)
19 負担金補助 及び交付金	△521	1 みんなで歩むまちづくり △521 (1) 上川広域滞納整理機構負担金 △521 19 負担金（補） (△521)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	1	民生費	1,382,306	136,308	1,518,614	104,269	32,039
		社会福祉費	570,510	136,308	706,818	104,269	32,039
		2 高齢者福祉費	90,705	16,457	107,162	道支出金 13,474 負担金 229 諸収入 1,587	1,167
		3 障害者福祉費	382,842	118,771	501,613	国庫支出金 58,788 道支出金 29,392	30,591
		5 いきいきセンター費	721	281	1,002		281
	7	地域支援事業費	25,290	799	26,089	諸収入 799	
	4	衛生費	1,060,329	2,037	1,062,366		2,037
		1 保健衛生費	790,228	42	790,270		42
		4 保健センタ一費	7,029	42	7,071		42
		2 清掃費	270,101	1,995	272,096		1,995
	3	し尿処理費	92,868	1,995	94,863		1,995

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 委託料	1,587	1 ともに支え合うまちづくり (1) 介護予防サービス計画事業 1,587
19 負担金補助及び交付金	13,474	13 業務委託（扶） (2) 介護サービス提供基盤等整備事業 13,474 19 補助金（事） (13,474)
20 扶助費	1,396	(3) 老人福祉施設措置費 20 措置費（扶） 1,396 (1,396)
1 報酬	1,058	1 ともに支え合うまちづくり (1) 更生医療給付事業 3,926
4 共済費	136	20 扶助費 (2) 障害者自立支援給付費 91,487
13 委託料	722	20 扶助費 (3) 障害児施設措置費 21,442
20 扶助費	116,855	(4) 地域生活支援事業 722 13 業務委託（扶） (722) (5) 障害相談支援センター運営事業 1,194 1 嘴託職員報酬 (1,058) 4 臨時職員社会保険料 (136)
11 需用費	60	1 ともに支え合うまちづくり (1) いきいきセンター運営事業 281
18 備品購入費	221	11 燃料費（物） 18 備品購入費（物） (60) (221)
20 扶助費	799	1 ともに支え合うまちづくり (1) 包括的支援事業・任意事業 799 20 助成費（扶） (799)
11 需用費	42	1 ともに支え合うまちづくり (1) 保健センター管理運営事業 42 11 修繕料（物） (42)
11 需用費	1,995	1 安全・安心なまちづくり (1) 清净化センター管理運営事業 1,995 11 修繕料（維） (1,995)

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	農林水産業費	2,120,084	3,287	2,123,371	3,186	101
	1 農業費	1,821,462	3,132	1,824,594	3,132	
	2 農業振興費	1,757,835	3,132	1,760,967	道支出金 3,132	
	2 耕地費	238,957	144	239,101	54	90
	1 耕地整備費	216,808	10	216,818	諸収入 10	
	3 基幹水利施設管理費	21,869	134	22,003	負担金 44	90
	3 林業費	59,665	11	59,676		11
	2 町有林管理費	31,186	11	31,197		11
	7 商工費	593,254	3,802	597,056		3,802
	1 商工費	455,285	1,770	457,055		1,770
7	2 商工業振興費	165,600	1,050	166,650		1,050
	3 観光費	153,510	720	154,230		720
	2 文化スポーツ振興費	137,969	2,032	140,001		2,032
	5 自然の家費	480	84	564		84

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助 及び交付金	3,132	1 足腰の強い産業づくり 3,132 (1) 強い農業づくり交付金事業 3,132 19 補助金（事） (3,132)
19 負担金補助 及び交付金	10	1 足腰の強い産業づくり 10 (1) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業交付金 10 19 交付金（事） (10)
3 職員手当等	134	1 足腰の強い産業づくり 134 (1) 基幹水利施設管理運営事業 134 3 職員手当等（事） (134)
19 負担金補助 及び交付金	11	1 足腰の強い産業づくり 11 (1) 町有林管理事業 11 19 負担金（補） (11)
19 負担金補助 及び交付金	1,050	1 足腰の強い産業づくり 1,050 (1) 企業振興促進補助事業 1,050 19 補助金（補） (1,050)
11 需用費	720	1 足腰の強い産業づくり 720 (1) 自然の村運営管理事業 50 11 光热水費（物） (50) (2) 保養センター管理運営事業 620 11 燃料費（物） (486) 11 光热水費（物） (134) (3) その他観光施設等管理事業 50 11 光热水費（物） (50)
11 需用費	84	1 まちを動かす人づくり 84 (1) 自然の家管理運営事業 84 11 修繕料（維） (84)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	7	保健体育施設費	84,376	1,948	86,324		1,948
8		土木費	1,085,633	2,400	1,088,033		2,400
	5	住宅費	31,183	2,400	33,583		2,400
	1	住宅管理費	19,721	2,400	22,121		2,400
9		消防費	386,123	△27,857	358,266		△27,857
	1	消防費	386,123	△27,857	358,266		△27,857
	1	消防費	386,123	△27,857	358,266		△27,857
10		教育費	488,193	1,286	489,479		1,286
	2	小学校費	156,604	1,286	157,890		1,286
	2	教育振興費	42,373	1,286	43,659		1,286
12		諸支出金	472,725	13,197	485,922	7,140	6,057
	1	普通財産取得費	28,459	13,197	41,656	7,140	6,057
	8	丘のまちびえいまちづくり基金費	28,083	7,140	35,223	寄附金 7,140	
	9	森林環境譲与税基金費	0	6,057	6,057		6,057

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	1,948	1 まちを動かす人づくり (1) 町民プール管理運営事業 11 燃料費（物） (2) スポーツセンター管理運営事業 11 修繕料（維）
		1,948 1,816 (1,816) 132 (132)
11 需用費	2,400	1 安全・安心なまちづくり (1) 町営住宅管理事業 11 修繕料（維）
		2,400 2,400 (2,400)
19 負担金補助及び交付金	△27,857	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪消防組合負担金 19 負担金（補）
		△27,857 △27,857 (△27,857)
11 需用費	1,286	1 まちを動かす人づくり (1) 小学校社会科副読本管理事業 11 印刷製本費（物）
		1,286 1,286 (1,286)
25 積立金	7,140	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 25 積立金（積）
		7,140 7,140 (7,140)
25 積立金	6,057	1 みんなで歩むまちづくり (1) 森林環境譲与税基金の運用管理事業 25 積立金（積）
		6,057 6,057 (6,057)

議案第10号

令和元年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,102千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 越 金		1	674	675
	1 繰 越 金	1	674	675
歳 入 合 計		300,428	674	301,102

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		149,667	674	150,341
	1 下水道管理費	134,438	674	135,112
歳 出 合 計		300,428	674	301,102

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰 越 金	1	674	675
	1 繰 越 金	1	674	675
	1 繰 越 金	1	674	675

(公共下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰 越 金	674	1. 繰越金

(歳 出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
1	1	下水道事業費				特定財源	一般財源
		149,667	674	150,341		674	
	1	下水道管理費	134,438	674	135,112		674
	1	一般管理費	45,008	674	45,682		674

(公共下水道事業特別会計)

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	104	1 安全・安心なまちづくり 570 (1) 管理費 570
27 公 課 費	570	27 公課費 (570)
		2 みんなで歩むまちづくり 104 (1) 職員手当 104 3 職員手当等 (104)

議案第11号

令和元年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和元年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	1,254,172千円	18,716千円	1,272,888千円
第1項 医業費用	1,230,418千円	18,716千円	1,249,134千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	726,356千円	17,396千円	743,752千円

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1, 254, 172	18, 716	1, 272, 888	
	1. 医業費用			1, 230, 418	18, 716	1, 249, 134	
		1. 給与費		684, 574	17, 396	701, 970	職員採用等に伴う職員給与及び手当の支給増
			職員給与	266, 913	5, 162	272, 075	派遣医師増に伴う報酬の支給増
			職員手当	153, 987	1, 034	155, 021	
			報酬	73, 275	11, 200	84, 475	
		2. 材料費		84, 764	1, 320	86, 084	療養病床患者の経腸栄養食必要患者数の増
			給食材料費	1, 500	1, 320	2, 820	

議案第12号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり旭川市との定住自立圏形成協定の一部を変更したいので、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号

乙 美瑛町

美瑛町長

議案第13号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

財産区分	土地の所在	地目	面積 (m ²)	売払方法	売払価格 (円)	契約の相手方
土地	字美瑛原野川向7513番1	畠	137,189			
	字美瑛原野川向7915番1	畠	75,365			
	字美瑛原野川向7915番3	畠	18,885	随意 契約	10,424,000	美瑛町字美沢 川向酪農 服部 悟
	字美瑛原野川向7921番1	畠	23,791			
		計	255,230			

議案第14号

財産の取得の一部変更について

令和元年第5回美瑛町議会臨時会において議決（令和元年7月31日）された、財産の取得について（議案第6号）の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

項目	変更前	変更後
取得財産	家畜保護施設（牛舎） 2,100m ²	家畜保護施設（牛舎） 2,029.43m ²
契約金額	206,317,000円	228,775,000円
契約先	札幌市中央区北5条西6丁目1 番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林 孝	同左

議案第15号

財産の処分の一部変更について

令和元年第5回美瑛町議会臨時会において議決（令和元年7月31日）された、財産の処分について（議案第7号）の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

項目	変更前	変更後
処分財産	家畜保護施設（牛舎） 2, 100m ²	家畜保護施設（牛舎） 2, 029. 43m ²
契約金額	206, 317, 000円	228, 775, 000円
契約先	美瑛町字美田第一 野田 幸伸	同 左

諮詢第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年12月9日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所 美瑛町本町3丁目2番13号

氏 名 大 谷 隆 男

生年月日 昭和30年3月6日生